

## 制限付一般競争入札（総合評価落札方式（特別簡易型））入札公告共通事項

### 1 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

- (1) 栗原市有資格業者に対する指名停止要領（平成17年栗原市告示第135号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (4) 銀行取引停止となっていないこと。

### 2 入札手続等

#### (1) 入札参加申請

この入札に参加しようとするときは、入札公告に示す期限までに入札参加資格確認申請書類を提出しなければならない。

#### (2) 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請書類の提出があった者については、入札参加資格の確認を行うものとする。

#### (3) 設計図書等の閲覧

当該工事に係る仕様書、図面及び契約条項（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供するほか、貸し出しの希望があれば貸出するものとする。

① 閲覧並びに貸出の期間及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

② 設計図書等に対する質問について

ア 設計図書等について質問がある場合は、栗原市ホームページからダウンロードした質問書様式に記入の上、入札公告に示す期間内に指定の場所に提出（FAX可）すること。

イ 質問書に対する回答書は、入札公告に示す期間及び場所で閲覧に供する。

#### (4) 入札方式並びに開札の日時及び場所

入札は、書面により作成した入札書を持参して提出する入札方式とし、開札の日時及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

### 3 入札方法等

(1) 郵送、電報、FAXその他電気通信による入札は認めない。

(2) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札して、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとし、再度入札執行回数は、2回を限度とする。

(4) 栗原市建設工事執行規則第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、本入札には調査基準価格及び失格基準価格を設定するので、失格基準価格を下回った入札は失格とし、調査基準価格未満で失格基準価格を下回らない入札の場合は、入札を保留し、適正な履行がなされるか否かを調査し、適正に履行がなされると判断した場合に落札候補者とする。

### 4 入札保証金

栗原市建設工事執行規則（平成17年栗原市規則第174号）第12条第1項第2号の規定により、免除することができるものとする。

### 5 落札者の決定方法

栗原市建設工事特別簡易型総合評価落札方式落札者決定基準による。